

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給料等の支給に関する規則（規則六 四）の一部を次のように改正する。

第十八条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十九条第二号中「（臨時職員又は非常勤職員を除く。）」を削り、同号口を次のように改める。

ロ 職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）

第十九条第二号に次のように加える。

ハ 徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の適用を受ける職員（以下「学校職員」という。）

ニ 知事等の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第六十号）の適用を受ける者（以下「特別職の者」という。）

ホ 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十一年徳島県条例第六号）の適用を受ける職員（会計年度任用職員を除く。以下「技能労務職員」という。）

ヘ 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十六号）の適用を受ける職員（会計年度任用職員を除く。以下「企業職員」という。）

ト 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十五号）の適用を受ける職員（会計年度任用職員を除く。以下「病院事業職員」という。）

第十九条第三号中「（非常勤職員を除く。）」を削る。

第二十一条中「常勤の警察職員、法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された警察職員（以下「再任用警察職員」という。）で同項に規定する短時間勤務の職を占める警察職員（以下「再任用短時間勤務警察職員」という。）を「警察職員」に、「もつとも」を「最も」に改める。

第二十二条第二項第一号中「及び第四号」を削る。

第二十三条第一項第一号に次のように加える。

ト 法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員（他の地方公共団体の公務員を除く。）

第二十三条の二第二項中「へ」を「ト」に改める。

第二十四条第一号中「休職者。ただし、「を」休職にされている職員（「に」、「除く。

」を「除く。）」に改め、同条第二号中「第四号、第七号及び第八号」を「第六号及び第七号」に改める。

第二十八条第二項第一号中「又は第四号」を削る。

第二十九条第一項中「第二十三条第一項」の下に「（第一号トを除く。）」を加える。

第三十条第一項中「再任用警察職員」を「法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五

。第一項の規定により採用された警察職員（以下「再任用警察職員」という。）「」に改める

第三十条の三第一号中「休職者の」を「休職にされている」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。